

土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正の趣旨及び内容について

1 改正の趣旨 ※こちらはご意見をいただく対象ではありません。

廃棄物の処理及び再利用に関する条例は、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源の循環利用を図ることを目的としております。

土浦市では、ひっ迫した最終処分場の現状、安定した焼却等処理のため、施設の延命化、また他市町村よりも多いごみ排出量を抑えるため、更なるごみの減量化とリサイクルを早急に進めることが喫緊の課題になっています。

そのため、ごみの減量化とリサイクルを促進するとともに、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性を確保することを目的に家庭から排出される「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」のごみ処理手数料を有料化するため、本条例の一部を改正するものです。

2 改正内容（条例の要点） ※こちらについてご意見をいただきます。

（1）条例別表第1（第20条関係）の改正（追加）

取扱区分	手数料	
一般世帯から排出されるごみで、市が一般廃棄物処理計画に従い定期的に収集し、運搬し、及び処分するとき。	市が指定する燃やせるごみの袋1枚につき	容量15リットル相当のもの15円 容量30リットル相当のもの30円 容量45リットル相当のもの50円
	市が指定する燃やせないごみの袋1枚につき	容量15リットル相当のもの15円 容量30リットル相当のもの30円

【考え方】

手数料の新たな取扱区分を規定する改正をします。

①ごみ処理有料化制度について

「ごみ処理有料化」とは、ごみを出す人が出す量に応じてごみ処理費用の一部を負担していただき、市が手数料として徴収する仕組みです。手数料の上乗せせずに販売されている現行の土浦市指定ごみ袋は「有料化」には該当せず、また、市の製造認可を受けた製造者が自由販売しているため、その代金も市の歳入ではありません。

ごみ処理費用とは、焼却やリサイクル処理費、施設管理費等の費用と有料化実施後に新たにかかる費用（袋の作成、管理費）を含めたものです。よって、上記手数料（袋1枚の金額）には袋代が含まれており、販売価格も同額です。

②有料化の対象

市内（土浦地区及び新治地区）の集積場に集められた家庭から出るごみのうち、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の2種類が対象となります。

なお、資源になるもの（紙類・カンなど）は有料化の対象としません。資源になるものを燃やせるごみや燃やせないごみに混在させずに、分別排出を促します。

③手数料の金額

手数料の徴収方法は、手数料が含まれた指定袋を購入していただくことにより徴収する方法です。

手数料の料金については、過度の住民負担とならないこと、住民の受容性を考慮し、1リットル1円程度、月500円程度の負担が妥当であると土浦市廃棄物減量等推進審議会の提言をもとに、また、手数料の料金水準とごみ減量化効果について1リットル1円とした場合の排出抑制率が導入5年目で14%程度であるとの先進事例の結果より、土浦市の家庭系ごみの削減目標（平成33年度までに13%以上）の達成が可能な範囲であることから、1リットル当たり1円（45リットル相当のものは1.1円）とし、袋の大きさを乗じた額が手数料となります。

④袋の大きさ

袋は、現行のものとは異なる大きさ（容量）とします。また、袋の形状についても現行の平型から取っ手つき（レジ袋タイプ）に変更する予定です。

大きさについては、生ごみ分別収集の大袋と同等の15リットルを一番小さなサイズとし、燃やせるごみ3種類、燃やせないごみ2種類を設定しました。

容器包装プラスチックや紙類など嵩張るものの分別が徹底されることで、大サイズから小・中サイズの袋での排出になるよう目指します。

（2）条例第21条の2の改正（追加）

既に納められた手数料については還付しません。ただし、市長が特別な理由があると認めるときはこの限りではない。

【考え方】

既に納めた手数料（＝袋の購入代金）は還付（返金）しない旨を明文化しました。特別な理由には、過誤納金が生じた場合が考えられます。

（3）施行日（付則）

施行日を平成30年10月1日とします。

【考え方】

平成29年9月議会に上程し、議決後約1年の周知期間、準備期間を設け、平成30年10月1日より施行とする予定です。

3 補足事項 ※こちらはご意見をいただく対象ではありません。

- （1）ごみ処理有料化制度の市民への周知については、市広報紙、ホームページ、説明会、出前講座、サンプル袋配布等を検討しています。
- （2）ごみ処理有料化制度の詳細について、別添の資料を併せてご覧ください。